

新型コロナウイルス対策(6月2日までの規制(入国禁止対象国の追加等))

4日、アンドリュー・ホルネス首相が発表した今後4週間(6月2日まで)の新型コロナウイルス対策の概要は以下のとおりです。

詳細はこちらをご確認ください。

(ジャマイカ政府広報局のホームページ)

<https://jis.gov.jm/covid-19-prevention-measures-extended/>

1 入国手続

既存のプロトコルどおり、渡航日(ジャマイカ入国日)から3日以内の新型コロナウイルスに関する陰性の検査証明と到着後14日間の自己検疫が必要(ワクチン接種を完了した者を含む)。

2 入国禁止対象国

5月5日以降6月2日まで、入国禁止対象国として新たにインド及びトリニダード・トバゴを追加。現在、入国禁止としている南米国(ブラジル、チリ、ペルー、コロンビア、アルゼンチン、パラグアイ)も6月2日まで延長。

3 60才以上の自宅待機

4 在宅勤務

公共部門においては延長。

5 会合

人の集まりはこれまでと同じく10人まで。ただし、公共機関は、授与、起工式、開会式などの行事に限り、マスク着用と身体的距離を保ったうえで、15人までの参加が可能。

6 マーケット等

マーケット、商店街での販売、公共交通機関ターミナルにおける規制は継続。

7 ビーチ等

運営管理されていないビーチ、川は6月2日まで閉鎖。動物園、公園、ジム、アトラクション、バーは既存の規制を継続。

8 葬儀

葬儀は6月2日まで不可。埋葬は月曜日から金曜日午前9時から午後4時まで許可。ただし、時間は30分以内まで、参加人数は15名まで(参列者10名まで)。

9 礼拝

教会の施設内で礼拝できるのは30名まで。

10 結婚式

式典参加人数は15人のまま。

11 娯楽施設等

法により賭博許可のない娯楽・ゲーム施設は、6月2日まで閉場。屋内の映画館、劇場、芸術的公演も閉場。

12 コンサート等

コンサート、パーティー、テールゲート・パーティー、ラウンド・ロビンなどのイベントは6月2日まで禁止。

13 会社等の総会

5月5日以降、会社、共済組合、産業組合などの年次総会、臨時総会、通常もしくは特別会議は、技術サポートスタッフを含み15人までの出席が可能。

5月5日